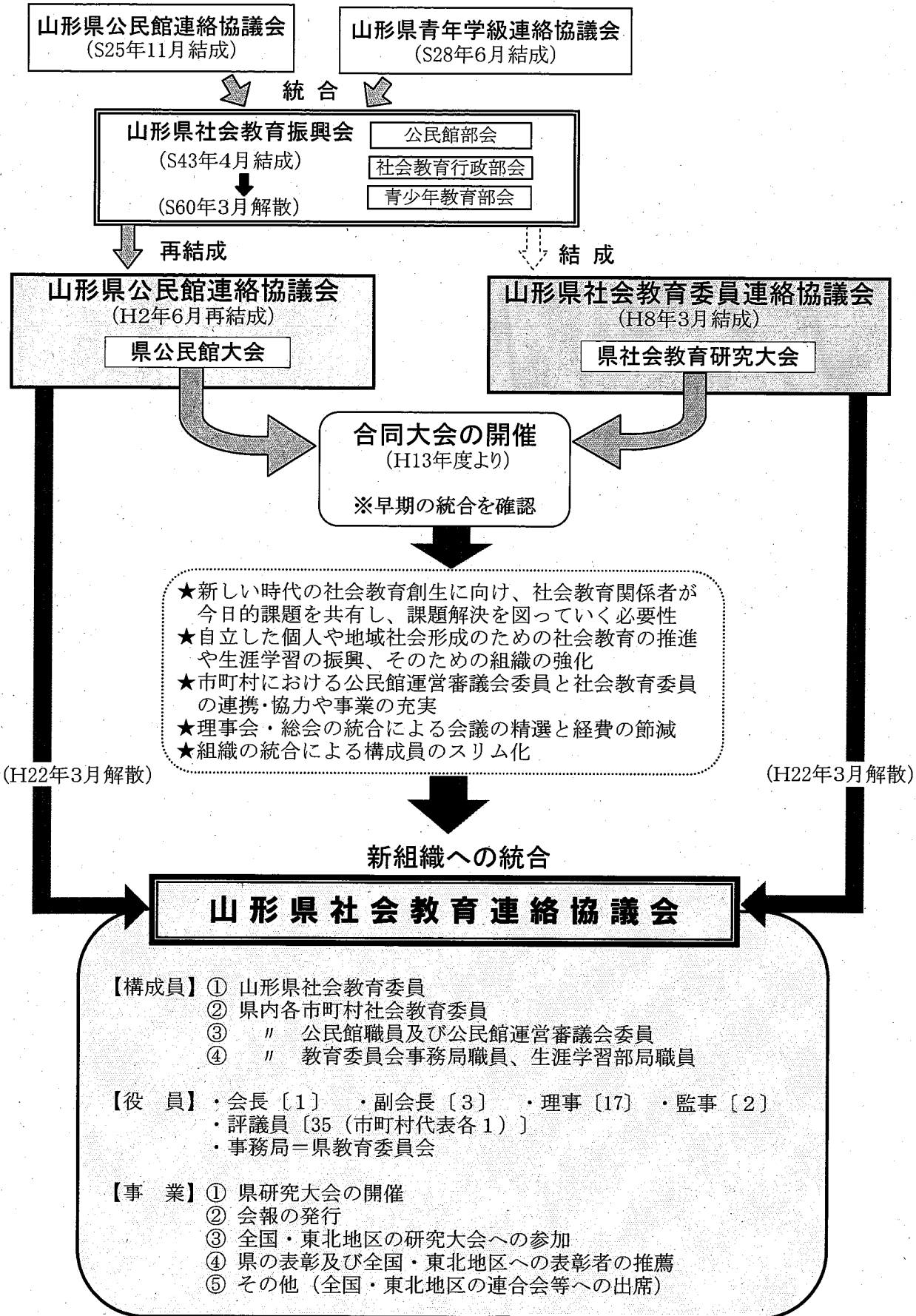


県公民館連絡協議会と県社会教育委員連絡協議会の統合について  
～山形県社会教育連絡協議会の設立～



# 山形県社会教育連絡協議会規約(案)

## 第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、山形県社会教育連絡協議会と称し、事務局を会長が指定する場所に置く。

(目 的)

第2条 本会は、山形県社会教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 県、市町村の社会教育の推進及び生涯学習の振興に関すること
- 3 社会教育委員、公民館等職員の研修、交流に関すること
- 4 社会教育の情報発信に関すること
- 5 公民館等の体制強化及び整備促進に関すること
- 6 その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- 2 山形県社会教育委員
- 3 山形県内の市町村の社会教育委員
- 4 山形県内の市町村立公民館職員ならびに公民館運営審議会委員
- 5 山形県内の市町村の教育委員会事務局職員及び生涯学習主管部局職員

(部 会)

第5条 本会に、部会を置くことができる。

## 第3章 役員

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 3名、 理事 17名、 監事 2名

(選 出)

第7条 本会の会長、副会長は、理事会において互選し、総会の承認を得てこれを決する。

- 2 理事の選出は、別表のとおりとする。
- 3 監事は総会において選出する。
- 4 事務局員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

欠員補充による任期は、前任者の残りの期間とする。

(任 務)

第9条 会長は本会の会務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、事業の計画、その他重要事項を会議する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 事務局員は、会長の指導に従い、庶務、会計を掌る。

(顧 問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

顧問は、会長の推薦により、理事会の承認を得て委嘱する。

## 第4章 会 議

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会および理事会とする。

- 2 総会は年1回、理事会は年2回とし、会長が招集する。ただし、会議は必要に応じて臨時に開くことができる。  
また、理事の過半数から総会または理事会の招集の要求があったときは招集しなければならない。
- 3 本会の議長は、会長が務める。
- 4 本会の会議の議決は、出席者の過半数の同意を要する。ただし、規約の変更は出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 5 本会の目的達成のために、必要に応じて部会を設置し運営することができる。

(総 会)

第12条 総会は、第6条に定める役員及び市町村ごとに1名ずつ選出された評議員をもって構成する。

評議員は、社会教育委員、公民館長（または公民館運営審議会委員）、教育委員会事務局職員及び生涯学習主管部局職員の代表者とする。

- 2 総会は、次の事項を決定する。
  - (1)会長、副会長の承認および監事の選出
  - (2)会務の報告ならびに事業計画に関する事
  - (3)本会の予算および決算の承認
  - (4)本会の規約の制定、改廃に関する事
  - (5)その他重要な事項に関する事

(理事会)

第13条 理事会は、本会の重要会務について協議する。

## 第5章 会 計

(会 計)

第14条 本会の経費は、市町村負担金、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってあ

てる。

- 2 負担金は、市町村ごとの負担とし、その割合は別に定める。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の事務局に次の職員を置く。

事務局長 1名、 次長 1名、 事務局員 若干名

付 則 表彰規定は、別に定める。

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要なことは、そのつど理事会で協議して定める。

本規約は、平成22年 月 日から施行する。

別 表 理事数

県および地区別	理事数
県社会教育委員	2名
村山教育事務所管内	6名
最上教育事務所管内	2名
置賜教育事務所管内	4名
庄内教育事務所管内	3名

## 平成22年度山形県社会教育連絡協議会事業計画（案）

### I 統合記念 第1回山形県社会教育研究大会の開催

- 1 趣 旨 県内各地から広く社会教育関係者が集い、日頃の社会教育活動の状況や研究成果を学びあうことにより、生涯学習社会の実現に向けた社会教育のあり方を探るとともに、社会教育推進の重要な拠点である公民館活動の充実を図り、県内の社会教育の一層の振興・発展をめざす。
- 2 研究主題 「これからの社会教育のあり方」
- 3 期 日 10月22日（金）
- 4 場 所 上山市体育文化センター ※4地区持ち回り（平成22年度 村山地区）  
〒999-3241 上山市けやきの森2番1号 Tel (023)673-2288

### II 山形県社会教育連絡協議会会報の発行 ※会報名は公募で決定する。

- 1 趣 旨 県内の社会教育施設及び社会教育関係者に広く配布し、社会教育活動の研究資料や実践事例などを紹介するとともに、本協議会の活動状況を報告することにより、委員相互の連携と組織の強化に資する。
- 2 発 行 機関誌として年1回
- 3 内 容 県内外の社会教育の情報発信源になるような誌面内容を検討していく。

### III 研究大会への参加

- 1 趣 旨 生涯学習社会実現に必要な基盤及び条件整備や社会教育の直面する課題解決の方策について研究協議するため、大会への派遣並びに参加要請を行う。
- 2 全国公民館大会・全国社会教育研究大会への参加
- 3 東北地区公民館大会・社会教育研究大会への参加

### IV 表彰及び被表彰者の推薦

- 1 趣 旨 地域において、顕著な実績をあげている公民館等及び多年にわたり社会教育の発展に顕著な功績のあった社会教育関係職員を顕彰する。また、社会教育の振興に寄与することを目的とする表彰制度に対して、県として表彰候補の推薦を行う。
- 2 内 容
  - (1) 山形県社会教育連絡協議会表彰  
・公民館等 ・社会教育関係職員
  - (2) 東北・全国への推薦
    - ①東北地区公民館連絡協議会功労者表彰（1名）
    - ②全国公民館連合会表彰（優良職員1名、永年勤続職員15年以上）
    - ③全国社会教育委員連合表彰 1名（表彰は、全国大会で行う）
    - ④東北地区社会教育委員連絡協議会表彰 3名（表彰は、東北大会で行う）

### V その他

- 1 全国公民館連合総会等並びに東北6県理事会への出席
- 2 全国社会教育委員連合総会等並びに東北6県理事会への出席